

森林に関する届け出が必要です

伐採や伐採後の造林の届け出

森林の立木を伐採する時には届け出が必要です。この届け出は、伐採や伐採後の造林が、各市町村の森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認し、健全で豊かな森林を作るためのものです。

伐採を始める 90 日前～ 30 日前までに、伐採する森林がある市町村に届け出てください。

森林の土地の所有者届け出

個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積にかかわらず届け出をしなければなりません。

土地の所有者となった日から 90 日以内に、取得した土地のある市町村に届け出てください。

問 産業振興課 農林整備係 ☎ 286 - 3277

児童扶養手当の現況届を忘れずに

児童扶養手当の受給者(停止中の人を含む)は、引き続き手当の対象となるかを審査するために、毎年 8 月中に「現況届」の提出が必要です。

対象者には、8 月上旬にお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。

現況届を提出しない場合、11 月分以降の手当を支給できませんのでご注意ください。

問 こども未来課 子育て支援係 ☎ 286 - 3117

にぎわい活性化補助金 追加募集

町のにぎわいを創出するため、「益城町にぎわい活性化補助金」の追加募集を行います。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

※補助金の交付申請は各事業につき 1 回

募集期限 令和 7 年 1 月 31 日(金) ※全事業共通

採択要件 採択された場合、令和 7 年 3 月 31 日(月)までに事業を完了すること。



にぎわい活性化事業／中心市街地活性化事業

対象事業 補助対象者自らが主催し、町で実施するにぎわいづくりに寄与する取り組み

※中心市街地活性化事業は、「益城町中心市街地活性化基本計画」記載事業に限る

補助金額 対象経費の 3 分の 2(上限 50 万円)

展示会等出展参加 PR 事業

対象事業 県外で開催される、販路拡大を目的とした展示会などへの参加

補助金額 対象経費の 2 分の 1(上限 10 万円)

特産品開発事業

対象事業 町の特産品を開発または改良し、新しく商品化する事業

補助金額 対象経費の 2 分の 1(上限 50 万円)

問 産業振興課 商工観光係 ☎ 289 - 8307

補助金を活用したイベント 「第 32 回 小峯町内夏祭り」

子どもみこしの町内巡回や、有志による踊りや歌の披露の他、夜店(かき氷・わたがし・飲み物・焼き鳥など)も行われます。

祭りの最後に抽選会もありますので、皆さんぜひご参加ください。

日時 8 月 3 日(土)午後 6 時～ 9 時

※雨天中止

場所 友愛団地公園(古閑 51 - 77)

※会場周辺に駐車場はありません。自家用車での来場はご遠慮ください。

問 小峯町内会 区長 丹生 ☎ 367 - 6936